

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

戸田工業グループは、よりよき市民、よりよき企業市民として、社会的責任の実現が重要な役割であることを認識し、将来への継続的で健全な発展のために、経営理念・経営方針に基づく経営を継続的に進めて参ります。コンプライアンスの精神を土台として関係法令および社内規程等を遵守し、企業トップ自らが率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させます。さらに、反社会的勢力および団体との不適切な関係を持ちません。

そこで、取締役会の機能である株主代表としての執行のモニタリング機能を強化し、透明性ある経営を推し進めるとともに、環境変化に迅速に対応できる俊敏なコーポレート・ガバナンスを目指して行きます。さらに、適切な情報開示により、株主及びその他のステークホルダーの権利と利益を平等に守るために、以下の原則を定めその実現に努力します。

1. 株主の権利の保護に努力します。
2. 株主の平等性の確保に努力します。
3. 株主以外のステークホルダーとの円滑な関係の構築に努力します。
4. 情報開示と透明性の確保に努力します。
5. 経営の監督を充実させ、株主に対するアカウンタビリティが確保されるように努力します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充1 - 2 - 4. 議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳】

議決権電子プラットフォームの利用等や招集通知等の英訳を実施することは機関投資家や海外投資家の議決権を行使しやすい環境作りになると考えていますが、現在の当社における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており実施していません。今後、株主構成を鑑み、取組みの充実を図りたいと考えています。

【補充3 - 1 - 2. 合理的な範囲での英訳開示】

当社は英語での情報の開示・提供を一部実施しています。今後、株主構成や方針を勘案して、取組みの充実を図りたいと考えています。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役3名、社外監査役3名が在籍していますが、当該社外取締役1名、社外監査役全員を独立役員として登録しています。1名の社外取締役は社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行い、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしていると考えています。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、社外役員6名で十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えており、現時点で独立社外取締役を増員する必要はないと考えています。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充4 - 11 - 3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要】

取締役は、事務局から取締役会の決議事項、報告事項の事前説明を受け、議案等について事前に検討し、取締役会において積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議及び取締役の業務執行に反映されています。

監査役は、取締役会に付議される議案について事前に検討し、必要に応じて取締役、関係者から事前説明を受け、問題点を把握し、取締役会において、または取締役会前後において、法令・定款への適合及びリスク管理の観点から積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議及び取締役の業務執行に反映されています。

また取締役会の実効性の分析・評価により、機能向上を図るべく、今後適切な手法を検討し、当社取締役会の実効性の分析・評価を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ株価変動の影響を受けにくい強固な財務基盤の構築など政策的な目的のために必要と判断する企業の株式を保有することとしております。当社は、直近事業年度末の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については保有しないことを基本方針として定め、処分・縮減を行っております。また個々の政策保有株式の合理性については、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を取締役会で定期的、継続的に検証し、検証結果に基づき政策保有株式の縮減を進めてまいります。

(2) 政策保有株式に係る議決権の行使について

当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使いたします。行使にあたっては、当社の企業価値を毀損させる可能性や、当該企業の企業価値向上につながるかなどを総合的に検討して賛否を判断しております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、役員との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規程に定めています。また、当社役員による利益相反取引を把握すべく、役員及びその近親者(二親等内)と当社グループとの間の取引(役員報酬を除く)の有無、さらに、当社役員及びその近親者(二親等内)が議決権の過半数を実質的に保有する会社と当社グループとの間の取引の有無を毎年定期的に役員各々に確

認しています。

主要株主との取引については、東京証券取引所の開示基準に基づき適切な方法により開示しています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の運用に関して、受益者の利益の最大化および利益相反取引の適切な管理を目的に、適切な資質を持った人事、財務、IRの担当者で構成される資産運用検討会を年に一度開催し、当該検討会で決議した方針を企業年金の運用会社に対して伝達し、運用しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 企業理念、経営理念、事業理念、中長期ビジョン、市場拡大戦略等を当社ウェブサイトに掲載しています。
- (2) コーポレート・ガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しています。
- (3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。
- (4) 取締役候補、監査役候補ならびに執行役員候補の指名を行うに当たっての方針・手続については、各役位の職責を果たすに相応しいと判断する候補者を、取締役会の諮問機関として設置した任意の指名・報酬諮問委員会に代表取締役または取締役会が諮問し、指名・報酬諮問委員会における審議、答申を経て、取締役会で決議しております。
- このうち、社外役員については、経歴や当社との関係を勘案して、当社経営陣から独立した立場で職責を果たすことが期待できる、十分な独立性を有する方を候補者としております。社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。
- 任期途中での代表取締役および執行役員の解任については、取締役会での決議事項としております。当該代表取締役または執行役員の解任を指名・報酬諮問委員会に代表取締役または取締役会が諮問し、指名・報酬諮問委員会における審議、答申を経て、取締役会で決議するものとしております。また、任期途中での取締役の解任については、取締役に不正あるいは不当な行為があった場合、または適格性に問題があると認められた場合に、当該取締役の解任を指名・報酬諮問委員会に代表取締役または取締役会が諮問し、指名・報酬諮問委員会における審議、答申を経て、取締役会決議により、解任決議を株主総会へ付議することとしております。
- (5) 取締役候補者及び監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しています。

【補充4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会、経営会議の決議または稟議による社長裁決により決定しています。また、業務執行責任者及び社内部署長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化し、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識を重視しています。また上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立社外取締役としています。

【補充4-11-1 取締役会の構成についての考え方】

取締役候補者については、役員に相応しい知識・経験・能力を有する人材の中から、指名・報酬諮問委員会において検討の上、推薦され、取締役会における審議結果・提言を最大限尊重したうえで、取締役会の承認を経て、株主総会にて決定しています。

また監査役候補者についても弁護士、公認会計士や学識経験者などの多様な専門性を有した人物を候補としており、当社の事業・経営環境を理解し、幅広い見識・経験を基に当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できる人材を選任しています。

【補充4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役の兼務状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書にて毎年開示しています。なお、当社取締役会での出席状況等についても株主総会招集通知で情報開示し、その役割・責務を適切に果たしています。

【補充4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

社内出身の取締役に、会社が自己研鑽に必要な支援を行います。また、外部の有識者を招いて意見交換を行うほか、取締役全員参加の役員研修を行い、経営テーマについて発表を行い、経営課題を共有し、その解決に取り組むこととしています。

社内出身の監査役は、外部セミナーを受講する等により、監査役としての心得の他、対象者の経験を勘案し、監査手法、会社法等の関係法令及び会計監査に必要な財務会計の知識等を習得しています。また、取締役会、経営会議その他の重要会議への出席、グループ内の監査役との定期的な連絡会の開催を通じて必要な情報を入手し、監査能力の向上に努めています。

社外取締役及び社外監査役には、当社グループについての理解を深めるため、各部署から事業・業務内容等の説明を受け、主要事業所を視察する機会を設けています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しています。株主・投資家の皆様に正確な情報を公平にご提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築いたします。

株主・投資家の皆様との対話のため、IR担当部署を設置し、機関投資家の皆様に対して、決算事業報告会を実施しています。報告会では、役員より経営戦略、事業等に関して報告・対話を行っています。個人投資家の皆様に対しては、ホームページ上にて、業績、事業内容、経営方針等を掲載しています。

株主・投資家の皆様との対話内容は、経営陣幹部や取締役会に報告しています。

株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報を伝達することはいたしません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TDK株式会社	1,260,000	21.86
株式会社広島銀行	217,400	3.77

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・TDK株式会社退職給付信託口)	199,400	3.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	156,500	2.72
堤 浩二	150,200	2.61
株式会社中国銀行	120,000	2.08
高橋 由紀子	102,959	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	91,700	1.59
明治安田生命保険相互会社	84,449	1.47
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	76,698	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

(注)

1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 156千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 91千株

2. 当社は、自己保有株式335千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あり、自己保有株式に含めております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水野 隆文	他の会社の出身者											
松岡 大	他の会社の出身者							○				
生嶋 太郎	他の会社の出身者							○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水野 隆文	○	水野隆文氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。	水野隆文氏は、長年にわたりトヨタ自動車㈱の技術部門に携わられ、また㈱東海理化では経営者としての豊富な経験をお持ちです。高い見識・知見に基づき、従来の枠組みにとらわれることのない視点から当社の経営の監督と経営全般の助言をしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。また、役員報酬以外の多額の金銭その他の財産の支給は行なっており、当社とは特別な利害関係がないこと等から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として届け出ております。

松岡 大		_____	松岡大氏は、長年にわたりTDK(株)の技術部門、開発部門に携わられ、これまでの経験と幅広い見識・知見を当社の経営の監督に活かし、当社の取締役会における意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言をしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。
生嶋 太郎		_____	生嶋太郎氏は、長年にわたりTDK(株)の経営企画に携わられ、経営全般に関する豊富な見識・知見を当社の経営の監督に活かし、当社の取締役会における意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言をしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	4	1	1	2	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	4	1	1	2	0	社内取締役

補足説明

1. 委員会設置の目的
取締役および執行役員の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に図ることを目的としております。
2. 委員会の審議事項
指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会へ答申します。
 (1) 取締役および執行役員の選任・解任に関する事項
 (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
 (3) 取締役および執行役員の報酬等に関する事項
 (4) 後継者計画(育成を含む)に関する事項
 (5) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項
3. 委員会の構成
取締役会の決議により選任された3名以上の委員で構成し、社内取締役1名、独立社外役員2名以上とします。
4. 設置日
2020年4月24日

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に打合せの機会を持ち、監査計画の概要説明や会計監査人が監査役に通知すべき事項に関する説明、及び四半期決算や本決算に関するレビューの概要報告および監査概要報告を受け、相互連携を深めております。さらに必要に応じて打合せの機会を持って、監査の過程に必要な事項についての情報提供および意見交換を行い、監査の適正性・信頼性を高め、相互の連携を強めるよう努力しております。

また監査役と内部監査室は、内部統制システムの構築、運用およびその評価について定期的に、情報交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川 臣介	公認会計士													
金澤 浩志	弁護士													
浦勇 和也	その他													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 臣介	○	長谷川臣介氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。	長谷川臣介氏は、公認会計士としての豊富な経験と関係法令に関する幅広い知識を有しており、当社の監査機能の強化を図るため選任しております。 また役員報酬以外の多額の金銭その他の財産の支給は行なっており、当社とは特別な利害関係がないこと等から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断し、独立役員としても選任しております。
金澤 浩志	○	金澤浩志氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。	金澤浩志氏は、弁護士として豊富な経験と法令に関する幅広い知識を有しており、また、弁護士法人のパートナーとして法人の経営にも関与されており、当社の監査機能の強化を図るため、社外監査役として選任しております。 また役員報酬以外の多額の金銭その他の財産の支給は行なっており、当社とは特別な利害関係がないこと等から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断し、独立役員としても選任しております。
浦勇 和也	○	浦勇和也氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。	浦勇和也氏は、長年金融機関の審査部門に携わり、また経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査機能の強化を図るため、社外監査役として選任しております。 また役員報酬以外の多額の金銭その他の財産の支給は行なっており、当社とは特別な利害関係がないこと等から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断し、独立役員としても選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役は固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬で構成しております。

業績連動報酬は、代表取締役については会社業績、またその他の社内取締役については会社業績及び個人業績を総合的に勘案する方式で算定しております。会社業績においては、親会社株主に帰属する当期純利益を基本に、営業利益及び経常利益も勘案して決定しております。

株式報酬は、株価の変動に伴うリターンとリスクを株主と共有し、業績価値の向上に対する貢献意欲を高めることを目的として株式報酬型ストック・オプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

2015年6月26日開催の定時株主総会において、社内取締役に対して、株式報酬型ストックオプションを導入することを決定しております。

また、2019年6月25日開催の取締役会において執行役員制度を導入することを決議し、2020年6月25日開催の定時株主総会において、当該執行役員を株式報酬型ストック・オプション報酬の対象へ加えることを決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2019年4月1日から2020年3月31日までの第87期事業年度における取締役の年間報酬として、取締役8名に対し、120百万円を支給しております。

(注)

1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第56期定時株主総会において、年額180百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また別枠で、2015年6月26日開催の第82期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・ストックオプションによる報酬額14百万円(社外取締役以外の取締役5名にのみ付与)。
4. 上記には、2019年6月25日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の基本方針に基づき設計・運用する。

- ・当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上への動機付けをさらに強めること
- ・多様な能力を持つ優秀な人材を確保するために有効な報酬内容、水準であること
- ・取締役の役割・責任の大きさと業績貢献に応じたものであること
- ・経営戦略と連動し、業績に応じた変動性を有した報酬であること
- ・株主と利益・リスクを共有し、株主視点での経営への動機付けとなる報酬であること

取締役の報酬は、業務執行を担う社内取締役は、基本報酬(固定報酬)、業績連動報酬及び株式報酬で構成し、監督機能を担う社外取締役は、高い独立性の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみとする。

また、取締役の報酬の内容について、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位または役割に基づき決定する。基本報酬の改定は、役位または役割が変更する場合を基本に、業容の変化や報酬水準の情勢等を勘案し、決定する(改定時期は毎年7月を基本とするが、毎年改定を前提とするも

のではない)。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額または算定方法、及び付与の時期または条件の決定に関する方針

業務執行を担う社内取締役の業績連動報酬は、代表取締役については会社業績、またその他の社内取締役については会社業績及び個人業績を総合的に勘案する方式で算定する。会社業績においては、親会社株主に帰属する当期純利益を基本に、営業利益及び経営利益も勘案して決定する。業績連動報酬に係る指標の目標については定量的には設けないが、今後、指名・報酬諮問委員会での議論も踏まえ、当社の実情に見合った定量的な目標を設けることを検討する。

業績連動報酬は、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

4. 株式報酬の内容、その額または算定方法、及び付与の時期または条件の決定に関する方針

業務執行を担う社内取締役の株式報酬は、株価の変動に伴うリターンとリスクを株主と共有し、企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を高めることを目的とする。第82期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額500万円以内と決議いただいた範囲内で、長期インセンティブとして役位、職責に応じた基準額を決定する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定し、毎年、一定の時期に付与する。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う社内取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を70%、業績連動報酬を15%、株式報酬を15%とする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。委任を受けた代表取締役社長は、過半数を独立社外役員とする任意の指名・報酬諮問委員会(2020年4月24日付設置)の審議・答申を尊重して、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。ただし、取締役の株式報酬の個人別の割当数については、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重して、取締役会の決議により決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員に対する専従スタッフは特別に配置していませんが、事案に応じて関係組織で適宜対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
久保田 正	非常勤顧問	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知識を活かし、経営その他事項に関する相談要請に応じて助言を行っております。	【勤務形態】:非常勤 【報酬の有無】:有	2018/6/27	2020年7月1日から 2021年6月30日まで

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

当社は、取締役会決議により、当社が必要と認めたものを相談役・顧問等に選任しております。
当社は、相談役制度に関する内規を定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

< 業務執行に関して >

取締役会が業務執行に関する意思決定機関であり、業務執行取締役に対する監視・監督機関となっています。取締役会は、迅速かつ的確な経営判断がなされるよう取締役7名で構成されており、月1回以上、開催し、重要事項を付議し決定しております。

また、事業部門の業務執行状況を把握するために行なう経営会議体は月1回開催され、取締役・監査役が出席し、各事業部門の事業方針、事業計画、遂行状況、課題の報告と討議を行っております。取締役会規程に定められた付議すべき重要事項があれば取締役会に提案することとしております。

また、内部統制システム及びリスク管理体制に関しては、2004年度より担当の取締役を選任し、コンプライアンス委員会を設け、法令及び社内規程等の遵守の徹底、企業倫理の確立のほか、管理責任の明確化、リスク関連情報及び開示情報の透明性向上に取り組んでおります。

< 監査・監督に関して >

監査役が毎回取締役会及び各経営会議体等の重要な会議に出席し、客観的な立場から取締役の職務執行に対し必要に応じて意見を述べる等、取締役の職務執行を十分に監視しております。

また、会計監査人については、有限責任 ずさ監査法人と監査契約を結び、公正不偏の立場から会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、有限責任 ずさ監査法人の指定有限責任社員である高山裕三、河合聡一郎の2氏であります。また、当該監査責任者以外の監査従事者は、公認会計士、公認会計士試験合格者、公認情報システム監査人による11名の構成となっております。

< 監査役の機能強化に向けた取組状況 >

「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外監査役のサポート体制」及び「社外監査役の選任状況」の欄をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では「監査役会設置会社」を経営統治形態としております。社外取締役を含む取締役会は重要な業務執行に関する意思決定機関であり、業務執行取締役に対する監督機関となっております。取締役会は、当社グループの事業内容に精通し、当社の強みである基礎技術開発の重要性を理解した取締役で構成されており、迅速かつ的確な経営判断が実施できる体制を確保しており、月1回の定例の取締役会だけでなく、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行状況の監督、基本事項及び重要事項を付議し決定しております。さらに、取締役の職務執行を相互に監視・監督する役割は有効に機能していると考えております。また、独立性の高い社外監査役3名を含む監査役が監査を実施しており、経営の監視機能の客観性及び中立性を十分に確保した監査体制を整えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	自社ホームページにて招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に機関投資家を対象とした事業説明会を開催しています。説明の内容は、決算の概要・今後の事業見通し・事業ごとのトピックス等です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(URL https://www.todakogyo.co.jp/)にIR資料として決算短信等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署(経営企画室)を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	投資家をはじめとする各ステークホルダーの皆様への情報開示のあり方を規定するために、コーポレート・ガバナンス原則、及びコンプライアンス行動規範を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の取り組みについて、環境ビジョン、CSR報告書および環境活動報告書を作成し、当社ホームページ上で公開しています。 環境ビジョンについては、2033年に会社設立100年の節目を迎えるにあたり、2033年ありき姿を描き、ESG取組みの中期ビジョンとして「環境ビジョン2033」を策定、公開しています。 具体的な環境保全活動として、当社で使用する原料の中には、鋼板の酸洗工程からの廃液から再資源化したものがあり、生産活動そのものが廃棄物の削減、資源の有効利用において、社会貢献しています。 他の原料についても供給者、供給協力業者から、弊社の環境への取組みについてのご理解とご協力をいただき、原料中に含まれる環境有害化学物質の管理、梱包剤の簡素化・リサイクル等環境負荷軽減活動を実施しています。 輸送業者に対しても環境に関する指導を行いアイドリングストップ運動などの活動を積極的に推進しております。また事務用品、工場備品については、エコ商品を積極的に購入しています。 そして環境問題は、化学メーカーとして存続していくためには避けては通れない重要な課題と捉えており、環境安全担当部署を設けて、取り組みを強化しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの公正かつ正確な財務情報や、経営理念、経営方針、事業活動、CSR活動などの企業情報を、適時適切にわかりやすく提供することをCSR方針、CSR行動規範に掲げ、実践しています。
その他	株主の皆様へは、年に1回株主総会後、懇談会を設けて、会社の理解を深めていただけるよう状況報告に努めております。また従業員との良好な関係を構築するために、日々の協議を通じてより良い会社の構築に努めています。また、地域活動にも積極的に参加し、地域との連携を深めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、戸田工業グループ(当社、当社の子会社、関連会社及び関係会社を指し、以下、当社グループという)の事業経営の有効性・効率性を高め、企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営に関わる法規の遵守を促すため、取締役会の決議により、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定めました。

当社の取締役会は当該内部統制システムの運用・実施にあたり、問題点の把握と改善を行い、必要に応じてこの体制を見直すものとします。

(1) 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、既に制定されているコンプライアンス行動規範及びコンプライアンス推進規程並びにコーポレート・ガバナンス報告書に記載する基本的な考え方の実践的運用を徹底する。

ロ. 当社は、取締役会の下に設置され委員長を代表取締役が務めるコンプライアンス委員会の統括の下に、コンプライアンス経営の推進を図り、グループ全体のコンプライアンス体制を整備する。また、コンプライアンス委員会の下に設置されたコンプライアンス推進本部が、これらの具体的な活動を実施、推進する。

ハ. 当社は、コンプライアンス推進規程に基づき設置されている、法令・定款及び企業倫理の遵守や公正な事業運営の視点で問題があると感じる事例の相談・通報窓口について、その運用面での実効性を高める体制を整備する。また、相談・通報者の保護を徹底する。

ニ. 当社は、当社グループの取締役及び取締役会の監視、監督義務を実行面で支援し、内部統制全般の有効性を確保するため、内部監査担当部署を設け、定期的な内部監査により、法令、定款及び社内諸規程への適合性を調査し、結果を当社の取締役会へ報告する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社グループ各社は、法令及び文書管理に関する社内規程に従い、株主総会議事録や取締役会議事録など取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)を関連資料とともに保存及び管理する。

ロ. 当社グループ各社は、前項の文書管理に関する社内規程を整備し、その運用を徹底する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、当社グループ全体のリスク管理に関する規程やマニュアルを整備し、リスクの洗い出し、状況監視、未然防止対策、危機発生時の対応などを行うリスクマネジメントシステムを構築する。

ロ. 当社は、取締役会の下にリスクマネジメントを統括する部署を設置するとともに、統括責任者を明確にする。さらに、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当社グループの組織全体のリスクを網羅的、継続的に監視する。

ハ. 当社の内部監査担当部署は、リスクマネジメントを統括する部署と連携し、部署ごとのリスク管理状況を監査し、その結果を当社の取締役会、監査役会に報告する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社グループ各社の取締役会は役員、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図る。

ロ. 当社グループ各社の取締役会は職務分掌に基づき、各部署を担当する取締役に業務の執行を行わせる。

ハ. 各部署を担当する取締役は、目標達成に向け具体策を立案し実行する。

ニ. 当社グループ各社は取締役会を毎月または会社法の定めに従い開催し、業務執行状況の監督、基本的事項及び重要事案に係る意思決定を機動的に行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、当社グループに共通のコンプライアンス規範、コンプライアンス推進規程ならびにリスク管理に関する規程を整備する。また、相談・通報体制の範囲を当社グループ全体とする。

ロ. 当社グループ各社には業務の適正を確保するための責任者を置き、当社の内部監査担当部署と協力し内部統制システムの整備を行う。

ハ. 当社の内部監査担当部署は、定期又は臨時に当社グループ各社における内部監査を行い、その結果を取締役会に報告する。また、当社グループ各社に対し、改善策の指導、内部統制実施の支援・助言を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ. 現在の監査役の体制は適正に配置されていると考えているので、当社の監査役の職務を補助すべき使用人を置くことは考えていない。

ロ. 監査役の職務を円滑に遂行するために、補助すべき使用人を置く必要が発生した場合には、その使用人に関する事項については、当社の取締役会と監査役とは十分な意見交換のもとに決定する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項

補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項については、当社の取締役会と監査役とは十分な意見交換のもとに決定する。

(8) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 当社グループの取締役は、当該会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い直ちに当社の監査役に報告する。

ロ. 当社の常勤監査役は、重要な経営の意思決定の過程及び当社グループの取締役の業務執行の状況を把握するため、当社グループ各社の取締役会の他、ユニット会議など会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、契約書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役又は使用人に説明を求める。

ハ. 当社グループの使用人が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、当社の常勤監査役へも相談・通報できるよう体制を整備する。

ニ. 常勤監査役は他の監査役に適時情報の提供を行う。

ホ. 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役員、社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、社員に周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の監査役は、会計監査人から会計監査計画及びその結果の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。また当社の監査役は、内部監査担当部署とも密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

ロ. 当社の監査役は監査の実施にあたり必要と認められるときは、自らの判断で、社外弁護士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを活用

することができる。

ハ.当社は、当社の監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

(1)コンプライアンス

戸田工業グループでは、役員、従業員一人ひとりが法令や社会規範、社内規程などを遵守した行動ができるよう、グループ会社全体に適用される「コンプライアンス行動規範」及び「コンプライアンス推進規程」を定め、コンプライアンスの推進・徹底に努めております。

コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、戸田工業グループへの周知・浸透を図っております。

(2)内部監査体制

当社の内部監査室は、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムの整備・運用評価を実施しております。また、その結果を取締役会に報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(3)取締役の職務執行に係る体制

当社は、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。

(4)リスクマネジメント体制

戸田工業グループは、リスクマネジメントの目的、体制及び手法を定めた「リスク管理規程」を整備し、戸田工業グループに周知・運用しております。

年に一回、リスク一覧表を用いて戸田工業グループのリスク調査を実施し、組織全体のリスクを網羅的、継続的に監視しております。

(5)監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を8回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。

また、取締役会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用を確認しております。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、以下の通りです。

1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、関係の遮断を図ります。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)対応統括部署の設置状況

総務担当部署を対応統括部署とし、反社会的勢力排除への体制を整えております。

(2)外部専門機関との連携状況

平素より関係行政機関や弁護士などの外部専門機関との間で、意見交換を行い、連携関係を構築しています。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

外部専門機関との意見交換や広島県企業防衛協議会、広島県防犯連合会、広島県警察友の会に所属し、情報の収集に努めています。また収集した情報は、関係部署へ周知し、注意喚起を行っています。

(4)対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力からの不当要求に対する対応手順を示した規程を整備し、関係部署へ周知しています。

(5)研修活動の実施状況

2012年7月より、役職員、協力会社社員、パート社員等を対象としたCSRに関する社内教育の取り組みを開始しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要については、以下の通りです。

(1) 情報開示の基本方針

当社は、投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう下記に記載した社内体制の充実につとめるなど、投資家への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでまいります。

また投資家をはじめとする各ステークホルダーの皆様への情報開示のあり方を規定する為に、コーポレート・ガバナンス原則、及びコンプライアンス行動規範を定めております。

(2) 会社情報の適時開示に係る体制

1). 情報の収集

当社の会社情報については、当社各担当部門(子会社含む)から情報取扱責任者が管掌である経営企画・財務経理・法務・人事総務・広報部門を中心とした情報取扱担当部門に情報を集約しております。

2). 適時開示の要否判断

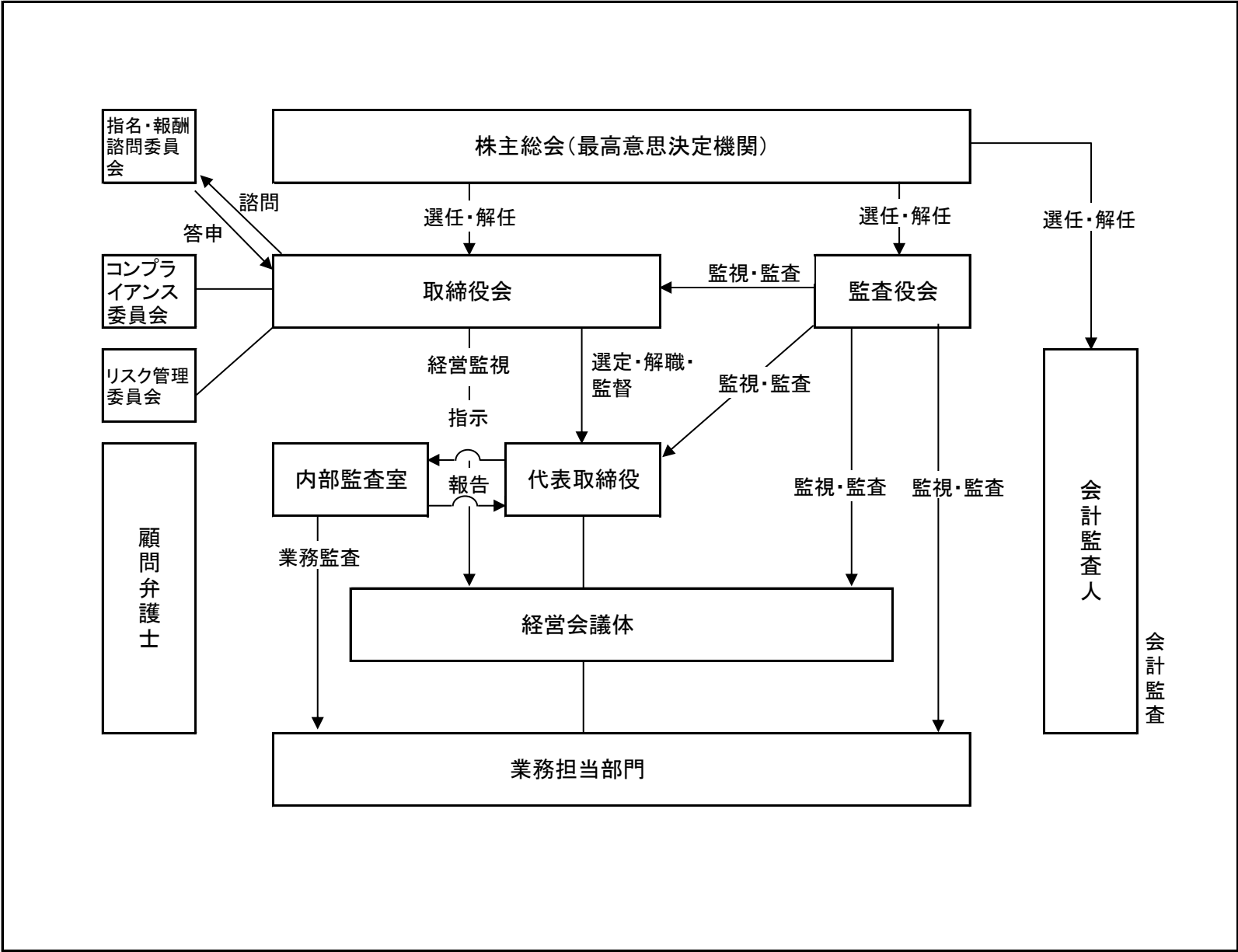
上記体制による集約された会社情報について、適時開示規則等に従い、情報の重要性・適時開示の要否を判断し、情報取扱責任者は、代表取締役または取締役会へ報告、上程し、適時開示の要否、開示内容等について決定しております。

3). 適時開示の方法

適時開示を行う場合は、決定・発生後遅滞なく、適時開示情報伝達システム(TDnet)により公表しております。また、TDnetによって公表した情報は、当社ホームページや報道機関を通じて速やかに公表することとしております。

(3) 適時開示体制のモニタリング

当社監査役は、適時開示体制が適正に機能しているか、監査を実施しております。



<適時開示体制 概要図>

